

上郡町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上郡町の総人口は、平成9年以降、一貫して減少している。年齢3区分別人口を見ると年少人口（0～14歳）が10.8%、生産年齢人口（15～64歳）が56.3%、老年人口（65歳以上）が32.9%となっており、高齢化率は3割を超えている。（平成27年4月1日時点の住民基本台帳人口）

産業別の就業者数を見ると、近年、建設業や製造業等の第2次産業就業者の比率が減少し、運輸業や卸売・小売業、各種サービス業等の第3次産業就業者の比率が増加する傾向にある。

直近の調査では、第1次産業就業者比率は4.8%、第2次産業が28.8%、第3次産業が65.8%となっている。（平成27年国勢調査）

なお、近年の厳しい社会情勢事情のもと、就業構造の転換等により、製造業での人材の安定的確保が課題となっているため、今後も、若者定住の促進や人口の定着を図るためにも、町内の既存工業の振興に努め、高齢者、障がい者の労働力も活用できる方策を検討し、新たな雇用の場の創出を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展に資することを目指す。

これらを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定して事業者の労働生産性（中小企業者の先端設備等の中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和3年6月）に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

上郡町の工業は、電気部品製造業をはじめ、食品、樹脂製品などの業種が点在して立地していますが、そのほとんどが中小企業であり、特定の業種には特化していないことから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、本計画の目標が先端設備等の導入を促すことで地域経済の更なる発展に資することであることから、太陽光発電関連設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するも

のなど)については対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

上郡町においては、企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、町内全ての企業等の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする業種・事業は、労働生産性を高めることのできる全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としないよう雇用の安定に配慮すること。
- ②設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないこと。
- ③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないため、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ④町税を滞納している者は対象者から除く。
- ⑤町は、認定に当たって、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加書類の提出及びその他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮できるものとして、町が、認定その他の手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることができるものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。